

建設工事に係る設計図書作成要領及び設計変更ガイドラインの策定について

令和2年3月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事の適切な執行を図るため、設計図書等の作成に関する要領および設計変更のガイドラインを定め、令和2年4月1日から運用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 新たに策定した要領

(1) 建設工事設計図書作成要領

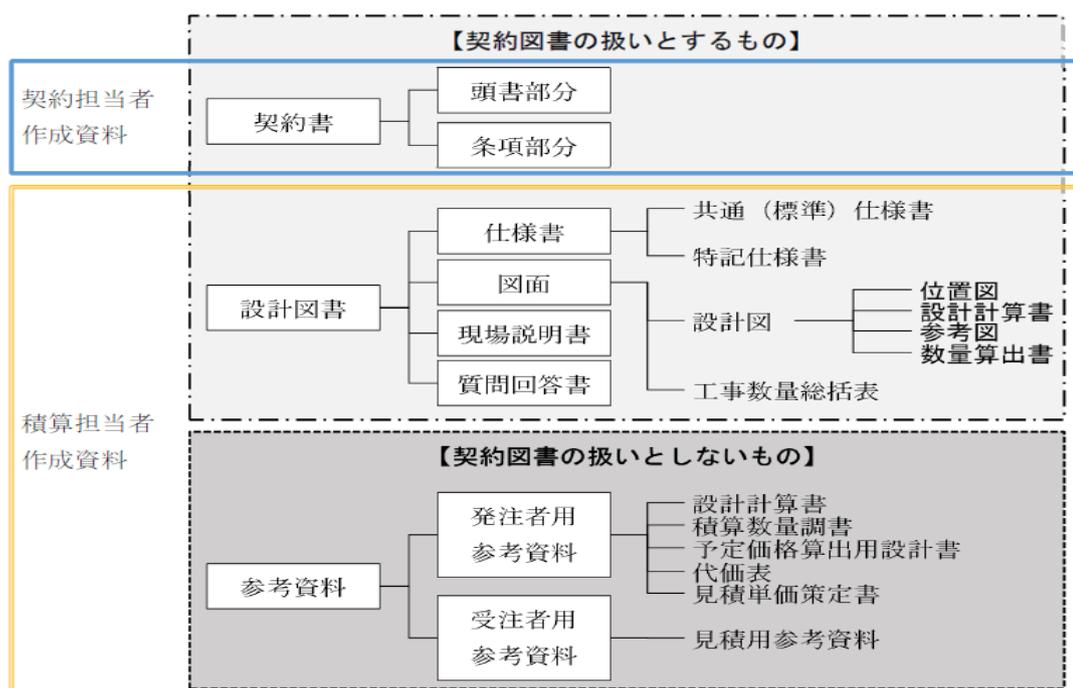
設計図書の構成及び設計図書等の作成に係る基本的事項を定めたもの

(2) 岩見沢市建設工事設計変更ガイドライン

岩見沢市工事請負契約約款により契約した工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となるもの

2 主な変更点（建設工事設計図書作成要領）

(1) 設計図書を「契約図書」と「参考資料」に分類します。



(次ページへつづく)

- ◆契約図書～これらの図書に記載のある数量は、契約数量となり、変更があれば設計変更の対象となります。
- ◆参考資料～工事価格を算出するため標準的な施工方法や施工機械を想定したもので、施工方法や施工機械が変更になっても設計変更の対象とはなりません。

(2) 仮設・施工方法等の「指定」と「任意」の区分を明確化します。

変更内容	指定	任意
設計図書	施工条件等について具体的に指定する。(契約条件として位置づけ)	施工方法等について具体的には指定しない。(標準的な工法等を示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意(施工計画書の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
天災不可抗力に対する対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する。	

3 適用時期

令和2年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行う工事及び設計変更の手続きを行う工事から適用します。

※ 設計図書作成要領及びガイドラインの本文は

岩見沢市ホームページ
 トップページ→働く→入札・契約→各種要領→契約事務関係

からご覧ください。